

「環境保護に関する南極条約議定書の附属書 VI の締結に向けた担保措置(答申案)」に対する意見の募集(パブリック・コメント)の結果について

令和8年3月13日(金)
環境省自然環境局自然環境計画課

「環境保護に関する南極条約議定書の附属書 VI の締結に向けた担保措置(答申案)」について、以下のとおり意見の募集(パブリック・コメント)を実施しました。

1. 概要

- (1)意見募集期間: 令和8年1月6日(火)から令和8年2月5日(木)まで
- (2)実施方法: 電子政府の総合窓口(e-Gov)
- (3)意見提出方法: e-Gov の「意見提出フォーム」、郵送

2. 意見募集の結果

- (1)意見件数: 2件 うち有効件数1件
- (2)いただいた御意見と御意見に対する考え方: 別紙のとおり

いただいた御意見と御意見に対する考え方

No.	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>「答申案」と題していながら、中身はほぼ、条約案の丸写しを長々と並べただけではないか。政府は、批准する気が有るのか？ 全く説明が見えない。</p> <p>「必要がある」というなら、早急に批准し、基金への参加をすべきだ。</p> <p>日本は事故原発の処理水・汚染水海洋投棄、海外での国内企業による熱帯雨林伐採、現地に対して不当な鉱物資源採取など、「環境政策に対して最低」と見なされ化石賞を連続で受けるという、恥ずべき状態だ。</p> <p>これを改めるべく、国際的な高度な環境基準を取り入れ、地球環境、ひいては日本の環境の回復に努めるべきだ。</p>	<p>環境保護に関する南極条約議定書附属書VI（以下「附属書VI」という。）の締結に向けて、本答申案中「3. 環境保護に関する南極条約議定書の附属書VIの担保措置」の項において、附属書VIの国内担保を図る上で講ずべき措置を示しております。同項においては、① 附属書VIの規定内容を簡潔に整理した上で、② ①に対する担保措置の内容、③ ②の円滑な運用を図るための留意事項 を整理して記載しております。</p>

その他、本答申案に関係の無い御意見を1件いただきました。

以上